

# 令和4年第7回阿武町議会定例会 会議録

## 第 2 号

令和4年12月15日(木曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 10時02分

### 議事日程

開会 令和4年12月15日(木) 9時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 阿武町職員の定年等に関する条例の一部を改正する  
条例

日程第3 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関  
係条例の整備に関する条例

日程第4 議案第3号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改  
正する条例

日程第5 議案第4号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す  
る条例

日程第6 議案第5号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を  
改正する条例

日程第7 議案第6号 阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す  
る条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第7号 令和4年度阿武町のうそんセンター改修工事の請負  
契約の一部を変更することについて

- 日程第9 議案第8号 令和4年度奈古漁業集落排水施設機能保全改築(汚泥脱水機外)工事の請負契約の一部を変更することについて
- 日程第10 議案第9号 令和4年度町道田部青浦線法面崩壊防止工事の請負契約の一部を変更することについて
- 日程第11 議案第10号 令和4年度阿武町一般会計補正予算(第5回)
- 日程第12 議案第11号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)
- 日程第13 議案第12号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)
- 日程第14 議案第13号 令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第15 議案第14号 令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第16 議案第15号 令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第17 議案第16号 令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

### 出席議員(8名)

#### 議席番号

1番 米津高明

2番 上村萌那

3番 白松靖之  
4番 西村容子  
5番 松田 穰  
6番 池田倫拓  
7番 副議長 市原 旭  
8番 議長 末若憲二

欠席議員 なし

欠 員 なし

#### 説明のため出席したもの

町長 花田憲彦  
副町長(総務課長事務取扱) 中野貴夫  
教育長 能野祐司  
まちづくり推進課長 藤村憲司  
健康福祉課長 矢次信夫  
戸籍税務課長 水津繁斉  
農林水産課長 野原 淳  
土木建築課長 高橋仁志  
教育委員会事務局長 藤田康志  
会計管理者 近藤 進

福賀支所長 佐 村 秀 典

宇田郷支所長 小 野 裕 史

欠席参与 なし

#### 事務局職員出席者

議会事務局長 三 浦 貴

議会書記 平 田 祥 子

開会 9時00分

#### 開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。  
おはようございます。ご着席下さい。

○議長 議員の皆様には、令和4年第7回阿武町議会定例会最終日のご出席ご  
苦労様です。

○議長 本日の出席議員は8人全員です。これより本日の会議を開きます。続  
いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配付されていると  
おり、委員長報告、討論、採決です。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録  
署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番、米津高明  
君、2番、上村萌那君を指名します。

#### 日程第2 議案第1号から日程第10 議案第9号まで

○議長 日程第2、議案第1号から日程第10、議案第9号までの9件を一括議  
題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案9件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇下さい。

○特別委員会委員長(松田 穰) おはようございます。それでは12月9日に行われました行財政改革等特別委員会に付託されました議案16件のうち、議案第1号から議案第9号までの9件について審議の内容と結果を報告いたします。

議案第1号、阿武町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の2件の審議に入りました。

これは、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、国家公務員法等の一部が改正された事により、地方公務員法が改正されたことを受け、条例の一部を改正するもので、副町長より定年延長や役職定年の内容等について詳しい説明があり、又、町長より阿武町職員の本年度、来年度の定年退職予定者の現状と、今後の予測について補足説明もあり、慎重に審議を行った結果、異議はなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第3号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

これは、近年、民間企業等との人材確保競争がし烈になる中、本年8月に発表された人事院勧告に基づき、条例を改正するもので、これに関して、議会初日に本年度の採用試験で、6名の内定者の内、3名の方が内定を辞退されたという説明があったが、選ばれる町にしていく上で、町民からだけでなく、町職員からも選ばれる町になるよう、給与以外にも超過勤務や残業等の待遇の改善もしていく必要があると思うが、どのようにお考えか、との質問があり、町長より、他市町との比較で、ラスパイレス指数を比較しても決して劣る給与水準ではなく、又、職員数に関しても単独行政選択時に比べ人員は増えてきている、ただ、職員数に関して仕事が減ったからと言って簡単に減らすことも出来ない。ただ反省点としては、これまで採用に関しては即戦力となる人材を求める傾向にあったが、これからは採用計画にも余裕をもって人材育成に力を入れたい、との答弁がありました。慎重に審議を行い、原案のとおり可決すべきも

のと決しました。

続いて、議案第7号、令和4年度阿武町のうそんセンター改修工事の請負契約の一部を変更することについての審議に入りました。今回の増額に関して、当初の計画段階で判らなかったのかとの質問に対し、執行部より、計画は図書コーナーとセンター内の福賀支所部分であったが、改修工事中に経年劣化により追加工事が必要となった屋上の防水シートや、計画区域外でも経年劣化による網戸の張替など、要望のあった神楽衣装の保管場所の整備等追加した、との答弁があり、慎重に審議を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、令和4年度奈古漁業集落排水施設機能保全改築(汚泥脱水機他)工事の工事請負契約の一部を変更することについての審議に入りました。慎重に審議を行い、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第9号、令和4年度町道田部青浦線法面崩壊防止工事の工事請負契約の一部を変更することについての審議に入りました。

減額理由について質問があり、執行部より当初計画では、作業道を作り重機を下す予定であったが、地元の方の協力もあり作業道を作る必要がなくなったため、減額になったとの説明がありました。

慎重審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で行財政改革等特別委員会に付託されました議案 16 件のうち議案第1号から議案第9号までの9件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

○議長 ここで質疑を行うところですが、特別委員会にて十分審議がなされておりますので、質疑は行いません。

○議長 続いて、討論に入ります。討論は、議案第1号から議案第9号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

○議長 まず議案第1号、阿武町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第3号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第4号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第5号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第6号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり

り可決されました。

○議長 次に、議案第7号、令和4年度阿武町のうそんセンター改修工事の請負契約の一部を変更することについてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第8号、令和4年度奈古漁業集落排水施設機能保全改築（汚泥脱水機外）工事の請負契約の一部を変更することについてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 暫時休憩します。

○議長 休憩を閉じます。

○議長 次に、議案第9号、令和4年度町道田部青浦線法面崩壊防止工事の請負契約の一部を変更することについてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第10号から日程第17 議案第16号

○議長 日程第11、議案第10号から日程第17、議案第16号までの7件を一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案7件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇下さい。

○特別委員会委員長 それでは、行財政改革等特別委員会に付託されました議案16件のうち議案第10号から議案第16号までの7件について、審議の内容と結果の報告をいたします。

まず、議案第10号、令和4年度阿武町一般会計補正予算(第5回)に関して、



歳出から款ごとに質疑を受けました。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、2 目、財産管理費の両支所 UPS 更新の内容について質問があり、執行部より停電時のバックアップ電源で、耐用年数を超えて使用しているため更新する、停電時 20～30 分程度電源供給を行うもので、その間にデータ保存を行うことでデータの損傷を防ぐとの説明がありました。3 款、民生費、1 項、児童福祉総務費、2 目、保育所運営費のみどり保育園福賀分園敷地内整備工事費について、内容と経緯を問う質問に対し、執行部より分園裏のコンクリート擁壁に穴が開いており、土砂の流出もあるため修理を行う、又、台風時に破損したプレハブ倉庫と、今は使わない焼却炉の撤去を行う。そして、園庭のプラタナスの木の枝打ちも行うとの説明がありました。

又、4 款、衛生費、1 項、保健衛生費についても 2 件の質問があり、執行部より未熟児養育医療費の追加内容や、近隣地域での未熟児医療体制等、それぞれ適切な答弁がありました。8 款、土木費、2 項、道路橋梁費、2 目、橋梁費について、藤原橋の予算が付いたが、工事はいつから行うのか質問があり、執行部より、設計が終わり工事費を計上したが、現在、県との協議に時間がかかっている、協議が終わり次第、工事を始めるとの答弁がありました。

又、町長より、公共のインフラに関して、今後、経年劣化の状況や緊急性、必要性を考え、インフラ維持の優先順位を調べ、町民へも周知していく必要があるという意見も述べられました。

又、歳入に関して質疑はなく、慎重審議を行った結果、議案第 10 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第 11 号、令和 4 年度阿武町国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第 3 回)、議案第 12 号、令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 3 回)、議案第 13 号、令和 4 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回)の 3 件について、何れも慎重に審議を行い、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第 14 号、令和 4 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 回)、について、1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、水道施設維持管理費の検診委託料について、検針員を 1 名増員した理由について質問があり、現在検針員が不足しており一部町職員が検針を行っていることもあり、シルバー人材センターへの委託を行う予定との答弁がありました。慎重に審議を行い、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第 15 号 令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)、議案第 16 号、令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)の2件について、何れも慎重に審議を行いました。

今回の補正予算全般に関して、光熱費の値上げによる補正が多いが、節電に関して何か取り組みを行っているのか質問があり、執行部より中国電力からも節電して欲しいとの要望があったが、役場は来庁者もあり、エアコンを使用している、又コロナ禍の中、換気のために窓を開けることも多く、中々難しいとの答弁がありました。慎重に審議を行った結果、議案第 15 号、議案第 16 号の2件について、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政等改革特別委員会に付託されました議案第 10 号から議案第 16 号までの7件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

○議長 先程も申しましたが、ここで質疑を行うところですが、特別委員会にて十分審議がされておりますので、質疑は行いません。

○議長 続いて、討論に入ります。討論は、議案第 10 号から議案第 16 号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより採決を行います。採決の方法は「挙手」により1議案ごとお諮りします。

まず、議案第 10 号、令和4年度阿武町一般会計補正予算(第5回)についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第 10 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 11 号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第 11 号は委員長報告

のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 12 号、令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 3 回)についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第 12 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 13 号、令和 4 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回)についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第 13 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 14 号、令和 4 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 回)についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第 14 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 15 号、令和 4 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第 15 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 16 号、令和 4 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 ここで全員協議会のために、暫時休憩します。委員会室へ移動をお願いします。

休憩開始／9時27分 会議再開／9時54分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで、閉会に先立ち、町長があいさつを行います。

○町長(花田憲彦) 閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、今期定例会にご提案申し上げました議案 16 件につきましては、原案どおりご可決賜り、誠にありがとうございました。

特に、職員の定年延長につきましては、来年度から順次、定年年齢が引き上げられると同時に、いわゆる役職定年の制度も導入される訳でありまして、今後の人員配置や職員採用等にも大きく影響しますので、具体的な制度設計につきましては、慎重に検討すべきものと考えております。

又、国の人事院勧告等に伴う、職員の勤勉手当の改定等につきましても、ご議決頂いた訳ではありますが、物価の高騰等により、住民生活が厳しさを増す中で、職員におきましても若干ではありますが引き上げて、年末調整に併せて、年内に差額支給が出来ることになったことにつきまして、職員に代わって厚くお礼を申し上げます。

さて、初日の開会のあいさつでも申し上げましたが、今年も新型コロナに翻弄された1年であり、又、4月からは想像だにできなかった「公金の誤振込」に関する一連の事件が発生し、阿武町始まって以来といっても過言でない大変な1年でありました。

事件は、誤振込金の全額の回収、又、民事訴訟も和解という形で決着したところではありますが、この間、町民の皆さんはもとより、多くの方々に、ご迷惑とご心配をおかけしたことを、この場をお借りし改めて心からお詫びを申し上げます。

現在は、この事件を教訓に、事務処理を含めて、再発防止対策を徹底し、町民に信頼される行政運営を行っているところでありますが、何時までも、非建設的な後ろ向きの議論に明け暮れるのではなく、心機一転、明るく元気な新生阿武町のリスタートをしっかりと踏み出すことこそ肝要なことであると思っています。

今、本町においては、IターンUターン対策、少子化対策、空き家対策、新たな交通体系の確保、高齢者・障がい者対策、各種福祉対策、DXの推進等々、正に、喫緊の課題が山積しております。

こうした中、私の政治姿勢は、何時も申し上げておりますが、打てば響く、町民の一人ひとりに寄り添う町づくりであり、私は、町長就任以来、常にこのことを胸に、庶民感覚を大切に、町民の皆さんに喜んで頂ける各種施策を、私なりに一生懸命に実施してきたつもりであります。

今期定例会では、議員各位には、多くのご質疑、そして建設的なご意見も多く頂きました。私は今後もこれらを真摯に、そしてしっかりと受け止め、参考にしながら、又、町民の皆さんのご理解を得ながら、真に町民のためになる施策を展開して参りたいと思っております。

年が替われば、令和4年度も残すところ3ヶ月となり、新年度の予算編成作業も鋭意進める訳ですが、阿武町らしく、明るい将来展望の中で、町民のニーズや時代の変化に対応し、町を大きく前へ進める施策を、しっかりと立案、展開する所存であります。

縷々申し上げたが、最後に、議員各位の今後のご健勝ご活躍をお祈り申し上げますとともに、ご家族お揃いで、輝かしい新年をお迎えになられますよう、心からご祈念申し上げ、併せてこの一年間のご厚情に感謝申し上げ、今期定例会の閉会にあたっての私からの、お礼のあいさつとさせていただきます。

今年一年大変お世話になりました。有り難うございました。

○議長 以上で町長のあいさつを終わります。

○議長 閉会に当たり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

12月8日から本日までの8日間での阿武町議会定例会、第7回定例会も議員各位の積極的な審議のおかげをもちまして、本日閉会の運びとなりました。お礼申し上げます。

今期定例会でも多くの一般質問において、質問や提言がありました。執行部におかれましては、それらをよく吟味して頂いて、明日からのまちづくりに生かしてもらえたらと強く思っております。そして、後を振り返るばかりでなく、新しい阿武町を議会共々推進し、選ばれるまち阿武町の構築のため、全力で頑張っていかなければならないと思います。

阿武町議会も町民の負託に応えていくために、議員各位には、今後のご尽力を頂きたいと思っております。

皆様方におかれましては、年末年始を迎え、ご多忙な毎日が続くものと思われ  
れますが、年明けには消防出初式の行事もあります。どなたも健康管理には十  
分配慮されまして、ご家族お揃いで健やかな令和5年の新春をお迎えになられ  
ますことを願っているところです。

皆様方の更なるご活躍とご多幸を心から願いまして、甚だ簡単ではございま  
すが、令和4年12月定例会の閉会のごあいさつといたします。

○議長 以上で、12月8日から本日までの8日間の全日程を終了しました。

これにて、令和4年第7回阿武町議会定例会を閉会します。全員ご起立をお  
願います。一同礼、お疲れさまでした。

(散会 10時02分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

**阿武町議会議長 末 若 憲 二**

**阿武町議会議員 米 津 高 明**

**阿武町議会議員 上 村 萌 那**